

厚生委員会情報連絡

令和3年11月12日

情報連絡事項

頁

- 1 熱中症及びデング熱対策の取組み結果について・・・・・・・・・・2
- 2 令和2年度ジェネリック医薬品使用率について・・・・・・・・・・5
- 3 難病医療費助成等の厚生労働大臣が指定する指定難病の追加について・・・・7
- 4 小児慢性特定疾病医療費助成の厚生労働大臣が定める疾病の追加等について・・8
- 5 特定個人情報保護評価の実施結果について
(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)・・・・・・・・10

【参考】《子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告事項》

※資料は、子ども・子育て支援対策調査特別委員会（衛生部）の報告資料にあり

- 1 令和3年度「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」の活動状況について

(衛 生 部)

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の 方法
1 熱中症及び デング熱対策 の取組み結果 について 所管課 【衛生管理課】	令和3年度の熱中症及びデング熱（※）対策の取組み結果について、以下のとおり報告する。 ※ デング熱とは、ヒトスジシマカなどの蚊が媒介する感染症であり、ウイルスを持つ蚊に刺されることで感染する。感染すると、おおむね3日から7日の潜伏期間後、発熱や発疹、頭痛、関節痛などの症状が起こる。 1 庁内会議の開催について （1）足立区熱中症及びデング熱対策調整会議 ア 第1回 令和3年4月9日（金） 令和3年度の取組み内容の確認 イ 第2回 令和3年11月10日（水） 令和3年度の取組み結果の報告 2 熱中症対策について （1）区民への情報提供と注意喚起 ア あだち広報・区ホームページ ・ 5月25日号及び区ホームページに熱中症予防のポイント等を掲載した。 ・ 8月10日号に「熱中症予防×コロナ感染防止」を掲載し、コロナ禍における熱中症への注意喚起を行った。 イ A-メール配信 環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）速報において、当日の予報及び実測値が危険水準（WBGT31度以上）に達した際に、「夏の重要なお知らせ」登録者に対してA-メールを配信した。		

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法																								
	【参考】 A-メール配信回数（暑さ指数速報の<u>実測値</u>が危険水準（W B G T 3 1 度以上）に達した回数） <table><tr><td></td><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>合計</td></tr><tr><td>R1 年度</td><td>0 回</td><td>5 回</td><td>21 回</td><td>6 回</td><td>32 回</td></tr><tr><td>R2 年度</td><td>0 回</td><td>1 回</td><td>24 回</td><td>4 回</td><td>29 回</td></tr><tr><td>R3 年度</td><td>0 回</td><td>8 回</td><td>15 回</td><td>0 回</td><td>23 回</td></tr></table> ウ 防災行政無線放送 夜間の熱中症を未然に防ぐため、7月1日から8月31日まで、夕焼け放送の後に注意喚起の放送を行った。 なお、9月以降の残暑に備えて、1日から17日の平日については、午後2時までに暑さ指数速報の実測値が危険水準（W B G T 3 1 度以上）に達した場合に、当日の夕焼け放送後に注意喚起放送を流す体制を整えた。 ※ 9月以降、危険水準に達した日なかったため、放送は行っていない。 エ 大塚製薬（株）との熱中症対策に関する連携協定に基づく取組み 小中学生を対象とした熱中症対策セミナーについては、対面形式だけでなく、コロナ禍であることを考慮してW E B形式でも実施した。 オ その他 啓発用チラシの配布やポスターの掲示、施設利用者への情報提供等により、区民に対して注意喚起を行った。		6 月	7 月	8 月	9 月	合計	R1 年度	0 回	5 回	21 回	6 回	32 回	R2 年度	0 回	1 回	24 回	4 回	29 回	R3 年度	0 回	8 回	15 回	0 回	23 回		
	6 月	7 月	8 月	9 月	合計																						
R1 年度	0 回	5 回	21 回	6 回	32 回																						
R2 年度	0 回	1 回	24 回	4 回	29 回																						
R3 年度	0 回	8 回	15 回	0 回	23 回																						

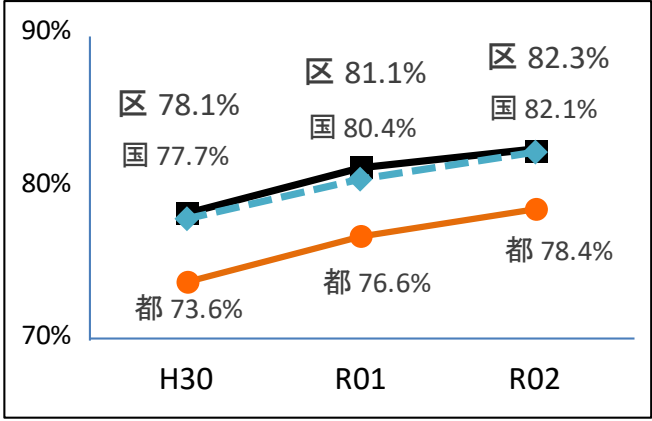
厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の 方法																																
	(2) 熱中症による被害状況 ア 足立区内救急搬送人員数 <table><tr><td></td><td>6 月</td><td>7 月</td><td>8 月</td><td>9 月</td><td>合計</td></tr><tr><td>R1 年度</td><td>6 人</td><td>62 人</td><td>273 人</td><td>45 人</td><td>386 人</td></tr><tr><td>R2 年度</td><td>39 人</td><td>25 人</td><td>294 人</td><td>34 人</td><td>392 人</td></tr><tr><td>R3 年度</td><td>13 人</td><td>85 人</td><td>108 人</td><td>5 人</td><td>211 人</td></tr></table> ※ R 3 年度は速報値、その他は確定値 イ 足立区内死亡者数 <table><tr><td></td><td>合計</td></tr><tr><td>R1 年度</td><td>9 人</td></tr><tr><td>R2 年度</td><td>17 人</td></tr><tr><td>R3 年度</td><td>1 人</td></tr></table> ※ R 3 年度は速報値、その他は確定値 3 デング熱対策について (1) 区民への情報提供と注意喚起 デング熱の注意喚起のため、ポスターの掲示を行った。 (2) 区道の雨水マス等への薬剤投入 ア 4 月 2 6 日からの 1 週間を強化週間とし、工事課・公園管理課・生活衛生課の 3 課で足並みを揃えて、区道の雨水マス等への薬剤投入を実施した（4 4 1 か所）。 イ 5 ～ 9 月末までに、昨年度に清掃及び成長抑制剤の投入を行った区道の雨水マスと、今年度新たに区民要望のあった区道の雨水マスに対して、清掃と成長抑制剤の投入を行った（1, 1 8 8 か所）。		6 月	7 月	8 月	9 月	合計	R1 年度	6 人	62 人	273 人	45 人	386 人	R2 年度	39 人	25 人	294 人	34 人	392 人	R3 年度	13 人	85 人	108 人	5 人	211 人		合計	R1 年度	9 人	R2 年度	17 人	R3 年度	1 人		
	6 月	7 月	8 月	9 月	合計																														
R1 年度	6 人	62 人	273 人	45 人	386 人																														
R2 年度	39 人	25 人	294 人	34 人	392 人																														
R3 年度	13 人	85 人	108 人	5 人	211 人																														
	合計																																		
R1 年度	9 人																																		
R2 年度	17 人																																		
R3 年度	1 人																																		

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の 方法																
2 令和2年度 ジェネリック 医薬品使用率 について 所管課 【データヘルス推進課、 生活保護指導課、 国民健康保険課、 高齢医療・年金課】	厚生労働省から令和2年度の全国市区町村別ジェネリック医薬品使用状況が公表された。 1 足立区ジェネリック医薬品使用率 82.3%（令和3年3月） 23区で第2位（第1位は江戸川区で82.5%） ※ 8月30日 厚生労働省発表「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」 ※ 自治体内に所在する薬局のデータを集計 国が掲げる使用率目標80%以上を達成し、23区で使用率上位を維持しているのは、足立区薬剤師会がジェネリック医薬品のメリットを区民に説明し、勧めていただいていることが大きな要因であると考えます。 2 使用率の推移  <table border="1"> <caption>ジェネリック医薬品使用率の推移（H30～R02）</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区</td> <td>73.6%</td> <td>76.6%</td> <td>78.4%</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>77.7%</td> <td>80.4%</td> <td>82.1%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>78.1%</td> <td>81.1%</td> <td>82.3%</td> </tr> </tbody> </table> 3 保険別の使用率（令和3年3月） （1）国民健康保険 78.3%（77.2%） （2）生活保護医療扶助 88.3%（83.5%） （3）後期高齢者医療制度 78.0%（76.8%） ※ 括弧内は令和元年度の使用率 ※ 各制度が保有するレセプト情報を集計	区分	H30	R01	R02	足立区	73.6%	76.6%	78.4%	埼玉県	77.7%	80.4%	82.1%	全国	78.1%	81.1%	82.3%		
区分	H30	R01	R02																
足立区	73.6%	76.6%	78.4%																
埼玉県	77.7%	80.4%	82.1%																
全国	78.1%	81.1%	82.3%																

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の 方法
	4 削減効果額の推計（令和2年度） （1）国民健康保険 約 13 億 2,913 万円 ・ 区（7割負担）約 9 億 3,039 万円 ・ 区民(3割負担)約 3 億 9,874 万円 （2）生活保護医療扶助 約 9 億 5,973 万円 ※ 使用されたジェネリック医薬品がすべて先発 医薬品だった場合の金額との差を推計 5 ジェネリック医薬品普及啓発の取組み （1）ジェネリック医薬品普及協議会の開催 ※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防 止の観点から未開催 （2）更なる使用率の向上に向けて、足立区薬 剤師会と協議 （3）ジェネリック医薬品利用差額通知の送付 （4）ジェネリック医薬品希望シール・パンフ レット等の配布 （5）国保だより、足立区ホームページ、区内 薬局等での利用促進 P R		

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の方法														
3 難病医療費 助成等の厚生 労働大臣が指 定する指定難 病の追加につ いて 所管課 【保健予防課、 障がい福祉課】	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病について、新たな指定難病の追加（6疾病）が行われた。 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の改正に基づき、足立区難病患者福祉手当条例施行規則の改正も行った。 1 新たに追加される指定難病 <table><tr><th>番号</th><th>指定難病名</th></tr><tr><td>288</td><td>自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症（※）</td></tr><tr><td>334</td><td>脳クレアチン欠乏症候群</td></tr><tr><td>335</td><td>ネフロン癆</td></tr><tr><td>336</td><td>家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）</td></tr><tr><td>337</td><td>ホモシスチン尿症</td></tr><tr><td>338</td><td>進行性家族性肝内胆汁うっ滞症</td></tr></table> ※ 自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、指定難病288（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合 2 適用年月日 令和3年11月1日	番号	指定難病名	288	自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症（※）	334	脳クレアチン欠乏症候群	335	ネフロン癆	336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	337	ホモシスチン尿症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		福祉部と連携して周知 ・区広報11/25号、 区ホームページ ・各保健センター等、 障がい福祉課 障がい給付係 及び各援護係 でのチラシ配布
番号	指定難病名																
288	自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症（※）																
334	脳クレアチン欠乏症候群																
335	ネフロン癆																
336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）																
337	ホモシスチン尿症																
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症																

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

件 名	内 容	日時及び 場所	P Rの方法																														
4 小児慢性特定疾病医療費助成の厚生労働大臣が定める疾病の追加等について 所管課 【保健予防課】	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病について、新たに26疾病が追加された。 1 小児慢性特定疾病の追加 国が指定する762疾病から788疾病に拡大 <table><tr><th>番号</th><th>小児慢性特定疾病名</th></tr><tr><td>2</td><td>限局性強皮症</td></tr><tr><td>5</td><td>常染色体優性尿細管間質性腎疾患</td></tr><tr><td>7</td><td>鰓耳腎症候群</td></tr><tr><td>7</td><td>タナトフォリック骨異形成症</td></tr><tr><td>22</td><td>ギャロウェイ・モワト症候群</td></tr><tr><td>22</td><td>染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群（バインブリッジ・ロパース症候群、ヴィーデマン・スタイナー症候群、コーエン症候群、ピット・ホプキンス症候群）</td></tr><tr><td>55</td><td>早産児ビリルビン脳症</td></tr><tr><td>60</td><td>DDX3X関連神経発達異常症</td></tr><tr><td>61</td><td>先天性グリコシル化異常症</td></tr><tr><td>63</td><td>アイカルディ症候群</td></tr><tr><td>64</td><td>大田原症候群</td></tr><tr><td>65</td><td>環状20番染色体症候群</td></tr><tr><td>66</td><td>GRIN2B関連神経発達異常症</td></tr><tr><td>67</td><td>視床下部過誤腫症候群</td></tr></table>	番号	小児慢性特定疾病名	2	限局性強皮症	5	常染色体優性尿細管間質性腎疾患	7	鰓耳腎症候群	7	タナトフォリック骨異形成症	22	ギャロウェイ・モワト症候群	22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群（バインブリッジ・ロパース症候群、ヴィーデマン・スタイナー症候群、コーエン症候群、ピット・ホプキンス症候群）	55	早産児ビリルビン脳症	60	DDX3X関連神経発達異常症	61	先天性グリコシル化異常症	63	アイカルディ症候群	64	大田原症候群	65	環状20番染色体症候群	66	GRIN2B関連神経発達異常症	67	視床下部過誤腫症候群		区広報11／25号、 区ホームページ で周知
番号	小児慢性特定疾病名																																
2	限局性強皮症																																
5	常染色体優性尿細管間質性腎疾患																																
7	鰓耳腎症候群																																
7	タナトフォリック骨異形成症																																
22	ギャロウェイ・モワト症候群																																
22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群（バインブリッジ・ロパース症候群、ヴィーデマン・スタイナー症候群、コーエン症候群、ピット・ホプキンス症候群）																																
55	早産児ビリルビン脳症																																
60	DDX3X関連神経発達異常症																																
61	先天性グリコシル化異常症																																
63	アイカルディ症候群																																
64	大田原症候群																																
65	環状20番染色体症候群																																
66	GRIN2B関連神経発達異常症																																
67	視床下部過誤腫症候群																																

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

68 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 69 早期ミオクロニー脳症 72 P C D H19 関連症候群 73 P U R A 関連神経発達異常症 74 ミオクロニー欠神てんかん 75 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん 76 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん 82 C A S K 異常症 88 片側巨脳症 91 W D R 45 関連神経変性症 92 ホルト・オーラム症候群 94 ビタミンB6依存性てんかん	68 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症		
※ 告示番号で同じ番号があるものは疾患群が異なる。 2 対象疾病等が変更される小児慢性特定疾病 (1) 疾患群の変更：先天性ポルフィリン症 ア 旧疾患群：先天性代謝異常 イ 新疾患群：皮膚疾患 (2) 疾患区分の変更：先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（G P I）欠損症 ア 旧区分：先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（G P I）欠損症 イ 新区分：糖蛋白代謝障害 (3) 疾病名の変更：全身性強皮症 ア 旧疾病名：強皮症 イ 新疾病名：全身性強皮症 3 適用年月日 令和3年11月1日			

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年11月12日

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
5 特定個人情報保護評価の実施結果について（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務） 所管課 【新型コロナウィルスワクチン接種担当課】	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、地方公共団体の長その他の機関は特定個人情報ファイルを新たに扱う場合について特定個人情報保護評価を実施することとされている。 この度、「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」において特定個人情報ファイルを保有するにあたり、以下のとおり特定個人情報保護評価を実施した。 1 評価対象とする理由 国が運営しているワクチン接種記録システム（VRS）に接種情報とともに特定個人情報（マイナンバー）を記録する必要があるため。 なお、当該評価は国からの通知により、事後評価で良いとされている。 2 実施結果 （1）パブリックコメントの実施結果 意見件数 0 件 （2）情報公開・個人情報保護審議会の小委員会での第三者点検の実施 （3）特定個人情報保護評価書の公表	令和3年9月1日（水）から9月30日（木）まで 令和3年10月14日（木） 令和3年11月初旬	区広報、区ホームページ等